

2025年12月25日 一部改正
2025年7月30日 技術委員会 審議
2025年12月19日 国土交通大臣 認可

改造に伴う復原性資料の更新

改正対象

鋼船規則 B 編

改正理由

SOLAS 条約 II-1 章及び同 Explanatory Note において、改造に伴う軽荷重量等の変化量に応じた復原性資料の更新要否の基準を規定しており、本会規則においても、鋼船規則 B 編に同様の要件を本会独自要件とともに取り入れている。

今般、独自要件について見直しを行い、本会独自要件を SOLAS 条約及び同 Explanatory Note と整合させるべく、関連規定を改める。

改正内容

改造に伴う復原性資料の更新要否に関する要件を SOLAS 条約の要件と整合するよう関連規定を改める。

施行及び適用

2026年1月1日から施行

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

ID:DH25-02

「改造に伴う復原性資料の更新」新旧対照表

新	旧	備考
<p>鋼船規則 B 編 船級検査</p> <p>2 章 登録検査</p> <p>2.3 登録事項の変更</p> <p>2.3.1 改造検査*</p> <p>-5. 主要な改造を行った船舶の傾斜試験及び復原性資料については、次の(1)から(3)によらなければならぬ。本項において復原性資料とは、軽荷状態の特性を含む復原性の計算に用いられる資料(電子や紙等の媒体を問わない)及び電子計算機をいい、復原性計算機のソフトウェア及びローディングマニュアル並びに積付計算機が含まれるが、これらに限定するものではない。</p> <p>(1) 船舶の傾斜試験の実施及び復原性資料の更新の要否は、表 B2.13 による。</p> <p>(2) 前(1)により、復原性資料が更新された場合は、本会の承認を得なければならぬ。また、更新された復原性資料は、すべての復原性計算に用いる旨の指示とともに船長に提供されなければならない。</p> <p>(3) 前(1)により、傾斜試験の実施及び復原性資料の更新のいずれも不要と判断された場合は、次の(a)及び(b)によらなければならぬ。ここで、軽荷状態の特性とは、軽荷重量及び重心位置をいう。</p>	<p>鋼船規則 B 編 船級検査</p> <p>2 章 登録検査</p> <p>2.3 登録事項の変更</p> <p>2.3.1 改造検査</p> <p>-5. 主要な改造を行った船舶の傾斜試験及び復原性資料については、次の(1)から(3)によらなければならぬ。本項において復原性資料とは、軽荷状態の特性を含む復原性の計算に用いられる資料(電子や紙等の媒体を問わない)及び電子計算機をいい、復原性計算機のソフトウェア及びローディングマニュアル並びに積付計算機が含まれるが、これらに限定するものではない。</p> <p>(1) 船舶の傾斜試験の実施及び復原性資料の更新の要否は、表 B2.13 による。</p> <p>(2) 前(1)により、復原性資料が更新された場合は、本会の承認を得なければならぬ。また、更新された復原性資料は、すべての復原性計算に用いる旨の指示とともに船長に提供されなければならない。</p> <p>(3) 前(1)により、傾斜試験の実施及び復原性資料の更新のいずれも不要と判断された場合は、次の(a)及び(b)によらなければならぬ。ここで、軽荷状態の特性とは、軽荷重量及び重心位置をいう。</p>	

「改造に伴う復原性資料の更新」新旧対照表

新	旧	備考
<p>(a) 本会の確認を受けた軽荷重量計算の結果の写しを本船に保管すること。ここで、軽荷重量計算とは、改造後の軽荷状態の特性を決定するために行う、直近の傾斜試験からの軽荷重量の増減の詳細な計算をいう。計算された重量及び重心位置と実際の船舶の状態の一致が、本会により確認されること。</p> <p>(b) 今後の参照と計算のため、得られた軽荷状態の特性の変化分を復原性資料に記録すること。</p>	<p>(a) 本会の確認を受けた軽荷重量計算の結果の写しを本船に保管すること。ここで、軽荷重量計算とは、改造後の軽荷状態の特性を決定するために行う、直近の傾斜試験からの軽荷重量の増減の詳細な計算をいう。計算された重量及び重心位置と実際の船舶の状態の一致が、本会により確認されること。</p> <p>(b) 今後の参照と計算のため、得られた軽荷状態の特性の変化分を復原性資料に記録すること。</p>	

表 B2.13 傾斜試験の実施及び復原性資料の更新の要否

軽荷重量計算の結果	傾斜試験実施	復原性資料の更新
軽荷重量の増減 > 2 %	要	要 (実施された傾斜試験の結果を用いる)
船の長さ方向の重心位置の偏差 > 船の乾舷用長さ (L_f) の 1 % (ただし、国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶以外のものについては、船の長さ (L) の 1 %として差し支えない。)	要	要 (実施された傾斜試験の結果を用いる)
船の深さ方向の重心位置の偏差 > 1 %	要	要 (実施された傾斜試験の結果を用いる)
1 % < 軽荷重量の増減 ≤ 2 %	不要	要 (実施された軽荷重量計算の結果を用いる)
乾舷用長さ (L_f) の 0.5 % < 船の長さ方向の重心位置の偏差 ≤ 乾舷用長さ (L_f) の 1 % (ただし、国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶以外のものについては、船の長さ (L) の 0.5 %として差し支えない。)	不要	要 (実施された軽荷重量計算の結果を用いる)
0.5 % < 船の深さ方向の重心位置の偏差 ≤ 1 %	不要	要 (実施された軽荷重量計算の結果を用いる)
軽荷重量の増減 ≤ 1 %	不要	不要
船の長さ方向の重心位置の偏差 ≤ 船の乾	不要	不要

「改造に伴う復原性資料の更新」新旧対照表

新	旧	備考
舷用長さ (L_f) の 0.5 % (ただし、国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶以外のものについては、船の長さ (L) の 0.5 %として差し支えない。) 船の深さ方向の重心位置の偏差 $\leq 0.5\%$	不要	不要
(備考)		備考(3)に独自要件として規定していた変更後の静水中曲げモーメント等の基準値を削除する。 一方で、本会が必要と認める場合には、傾斜試験の実施や復原性資料の更新を求める場合がある旨明確にする。
<p>(1) 一定の期間にわたり就航後の船舶に複数の変更が加えられた場合は、以前に実施された傾斜試験から得られた値からの軽荷重量及び重心位置の偏差の累積値を用いること。</p> <p>(2) 船の深さ方向の重心位置の偏差は、上下いずれの方向のものも含む。</p> <p>(3) 変更後の喫水、静水中曲げモーメント及びせん断力の計算値と改造前の値の差が 2%を超える場合には、<u>変更されたデータに基づいて復原性資料を更新すること</u>。本会が必要と認める場合、傾斜試験の実施及び復原性資料やローディングマニュアル等の更新を求める場合がある。なお、<u>CSR-B&T 編が適用となる船舶であって、変更後の喫水、静水中曲げモーメント及びせん断力の計算値と改造前の値の差が 2%を超える場合は、CSR-B&T 編 1 編 1 章 5 節 2.1.2 の規定による。</u></p> <p>(4) 軽荷状態の特性は全ての資料や計算機のデータで一貫したものを用いること。</p> <p>(5) 軽荷重量の増減による載貨重量の増減は、乾舷を変更しない限り、MARPOL Annex VI 等の他の規則の適合にも影響し得ることに留意する。</p> <p>(6) 本表において復原性資料とは、軽荷状態の特性を含む復原性の計算に用いられる資料（電子や紙等の媒体を問わない）及び電子計算機をいい、復原性計算機のソフトウェア及びローディングマニュアル並びに積付計算機が含まれるが、これらに限定するものではない。</p>		
附 則		
1. この改正は、2026 年 1 月 1 日から施行する。		